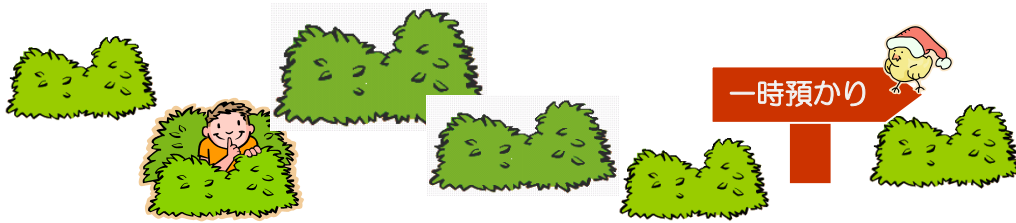


一時預かり事業のご案内



保護者の勤務形態等や傷病の緊急な理由により家庭で保育できなくなった時、また育児疲れを解消したい時など、一時的に保育所(園)等へ預けられます。

1. 預けられる時間と保育所(園)等

*午前8時から午後6時まで

(日曜日・祝日・12月29日～1月3日まではお休みします。)

*中央保育所 【南町7番22号 TEL. 23-1759】

*内籠保育所 【国立第2 TEL. 66-5466】

*鶴見保育所 【荘園6組5 TEL. 24-7588】

*ナーサリーみにふう 【西野口町8番30号 TEL. 26-2301】

*上記以外に、余裕活用型の一時預かりを実施している保育所(園)等は、別府市公式ホームページで確認いただくか、係にお問い合わせください。



2. 対象児童

別府市内に住所を有する方で、認可保育所・認定こども園・幼稚園等に入所していないおおむね6ヶ月児から就学前の児童

3. 利用料

利用時間が4時間以内の場合は800円、4時間を超えて8時間以内の場合は1,600円となります。(利用当日に保育所(園)にお支払ください。)

給食利用時は別途200円を負担していただきます。

※アレルギーがあるお子さん、離乳食のお子さんはお弁当をお願いします。

4. 保育内容

保育所(園)で通常行われている保育内容に準じて保育を行います。

一時預かり室での預かりや、年齢に合った保育室で預かりを行うこともあります。

余裕活用型一時預かりは、年齢に合った保育室で預かります。



5. 児童一人当たりの利用日数

- ① 就労等による保育・・・週3日を限度とし1月あたり8日以内
(短時間勤務などにより家庭で保育が断続的に困難となる場合)
- ② 緊急保育・・・1月あたり14日以内(最長3ヶ月間)
(保護者の傷病や入院などにより、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる場合)
- ③ 私的理由による保育・・・週2日を限度とし1月あたり5日以内
(保護者の育児による心理的、肉体的負担の解消の為、通院、法事、結婚式等で一時的に保育を希望する場合)

6. 中央保育所・内竈保育所・鶴見保育所の申し込みについて

申請書に必要事項を記入し、利用希望日の属する月の前月の5日から利用を希望する日の前日まで各保育所にて受付をします。

なお、5日の受付開始日は、9:00 から抽選で受付の順番を決定します。

(5日が土・日曜日の場合は月曜日、祝日の場合は翌日となります。)

*受付の際は印鑑をご持参ください。

7. ナーサリーみにふうの申し込みについて

毎月21日より、翌月分の予約を電話で受け付けます。

一時預かり利用申込書・誓約書・確約書の3通の書類を、利用希望日の一週間前までに園に提出してください。(緊急保育の場合は前日までに提出)

なお、21日の受付開始日は、13:00 から電話順にて受付します。

(21日が日曜日の場合は月曜日、祝日の場合は翌日となります。)

*利用希望者は、事前に園までご連絡ください。

8. 保育所(園)等の余裕活用型一時預かりの申し込みについて

利用を希望する各施設にお問い合わせください。

	注意事項				
	この一時預かり事業は、保育所(園)の受け入れ児童数などにより、希望に添えない場合があります。具体的な受け入れについてのお問い合わせは保育所(園)へ直接お尋ねください。				

9. 拠点型一時預かり事業について

すくすくルームふたば(22-9770)で実施しております。上記一時預かり事業とは内容が異なりますので、詳細は施設へお問合せください。



詳しくは、上記施設または別府市子育て支援課
保育支援係 Tel. 21-1427 へお問い合わせください。

